

令和7年第1回安堵町議会臨時会会議録

(1日目)

令和7年1月17日(金) 開会

午前10時

1 応招議員 9名

1 番	松田 勝	2 番	近藤 晃一
3 番	森田 裕康	4 番	福井 保夫
5 番	浅野 勉	6 番	上林 勝美
7 番	山岡 敏	8 番	増井 敬史
9 番	森田 瞳		

2 出席議員 9名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	富井 文枝
教 育 長	辰己 秀雄		
住 民 生 活 部 長	吉田 一弘	事 業 部 長	廣瀬 好郁
教 育 次 長	富士 青美		
総 合 政 策 課 長	増田 篤人	安 全 安 心 課 長	吉田 貴史
税 務 課 長	勝井 顯	住 民 課 長	吉田 彰宏
子ども家庭推進室課長	藤岡 征章	健康福祉推進室課長	井上 育久
事 業 課 長	池田 佳永	会 計 室 長	西田 淳二

5 職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	溝本 貴宏	議会事務局リーダー	吉岡 さとこ
-------------	-------	-----------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を
改正する条例について

第 5 議案第3号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を
改正する条例について

第 6 議案第4号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改
正する条例について

第 7 議案第5号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について

第 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

開 会

午前 10 時 00 分

議長（森田 瞳） 改めまして、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

議長（森田 瞳） 只今から令和 7 年第 1 回安堵町議会臨時会を開会いたします。

出席議員は 9 名です。

定足数に達しておりますので会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、理事者側の方で引き続き、教育推進課長の吉田課長、本日欠席されておりますので、申し添えます。

はじめに、西本町長より開会にあたり御挨拶がございます。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。議員の皆さま方におかれましては、新年何かとお忙しい折ではございますが、本日ここに令和 7 年第 1 回安堵町議会臨時会を招集いたしましたところ、御出席を賜りありがとうございます。

それでは、早速ですが本日提案させていただく案件でございます。議案が 5 件でございます。

議員の皆さまに御審議いただく前に、各案件の概略を説明させていただきます。

まずは、議案第 1 号から第 4 号まで、関連案件といたしまして、人事院勧告による給与の引き上げに関しまして条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 5 号「令和 6 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 10 号）について」

でございます。トーク安堵カルチャーセンター、安堵中央公園体育館の施設管理業務につきまして、来年度から外部委託を考えており、その予算を確保させていただくため、債務負担行為について補正予算を行うものでございます。

以上、簡単に説明をさせていただきましたが、詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（森田 瞳） それでは、お手元の議事日程に従い進めてまいります。

日程第１「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第１２０条の規定により、５番 浅野勉議員、６番 上林勝美議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） 日程第２「会期の決定」を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日のみ、１日といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日のみ、１日とすることに決定いたしました。

議長（森田 瞳） 日程第３ 議案第１号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第６ 議案第４号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」までの４議案を一括議題といたします。

一括して、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） おはようございます。総合政策課 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から、議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」まで、一括で説明させていただきます。

今年の人事院勧告を受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律及び特別職の職員の給与に関する法律の一部改正法案が12月17日に国会で可決されました。本町におきまして、地方公務員法第24条に定める均衡の原則に基づき、国に準じた運用を行うため、本町の一般職の給与に関する条例について所要の改正を行い、本町の常勤の特別職及び教育長並びに議会議員に係る手当につきましても、一般職と同様の趣旨で、国に準じるために所要の改正を行うものでございます。

まず、はじめに議案第1号「一般職の職員の給与に関する条例」について説明させていただきます。資料16ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。

当該条例の改正条例第1条として、第15条に規定する期末手当の支給割合について、第2項において、定年前再任用短時間勤務職員以外は、「6月に支給する場合には100分の122.5」に、「12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、第3項において、前項の改正に合わせて、定年前再任用短時間勤務職員は、「6月に支給する場合は100分の68.75」、「12月に支給する場合には100分の71.25」に改めます。

第16条に規定する勤勉手当の支給割合については、第2項第1号において、定年前再任用短時間勤務職員以外は、「6月に支給する場合には100分の102.5」に、「12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、第2号において、定年前再任用短時間勤務職員は、「6月に支給する場合には100分の48.75」に改め、「12月に支給する場合には100分の51.25」に改めます。

次に、別表第1「行政職給料表」は、新旧対照表17ページから22ページまでの右欄のように改めます。

また、改正条例第2条として、新旧対照表23ページをお願いいたします。第15条に規定する期末手当の支給割合について、第2項において、定年前再任用短時間勤務

職員以外は「１００分の１２５」に改め、第３項において、定年前再任用短時間勤務職員は「１００分の７０」に改めます。

第１６条に規定する勤勉手当の支給割合については、第２項、第１号において、定年前再任用短時間勤務職員以外は「１００分の１０５」に改め、２４ページをお願いいたします。同項、第２号において、定年前再任用短時間職員は「１００分の５０」に改めます。

次の、別表第１「行政職給料表」は、新旧対照表２４ページから２９ページまでのように改めさせていただきます。

以上でございます。

なお、施行期日は、公布の日から施行させていただきます。ただし、第１条の規定は令和６年４月１日から適用し、第２条の規定は令和７年４月１日から施行いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第１号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。
令和７年１月１７日提出、安堵町長 西本安博。

次に、議案第２号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」と、議案第３号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」を説明させていただきます。

特別職の職員に関する期末手当につきましても、一般職の職員と同様に、関係法律の一部を改正する法律が１２月に国会で可決されております。議案第２号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」町長・副町長に支給する期末手当の支給割合について、議案書の２ページ目ですね、新旧対照表を御覧ください。

当該条例の改正条例第１条として、第６条に規定する期末手当の支給割合について「１００分の１７０」を「１００分の１７５」に改めます。

新旧対照表の３ページを御覧ください。改正条例第２条として、前条と同様に、第６条に規定する期末手当の支給割合について「１００分の１７５」を「１００分の１７２．５」に改めます。

議案第３号の「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」も、議案書２ページ、３ページの新旧対照表を御覧ください。先ほどの、町長・副町長の改正内容と全く同様に、改正の方を行います。

両条例の施行期日は公布の日で、令和６年１２月１日から適用します。ただし、第２条の改正規定は令和７年４月１日から施行させていただきます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年1月17日提出、安堵町長 西本安博。

次に、議案第3号でございます。

議案第3号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年1月17日提出、安堵町長 西本安博。

次に、議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」ですが、こちらも議案書の2ページ、3ページの新旧対照表を御覧ください。

当該条例の改正条例第1条として、第7条に規定する期末手当の支給割合について、第2項において「100分の170」を「100分の175」に改めます。

次に、第2条といたしまして、前条と同様に、第7条に規定する期末手当の支給割合について、第2項において「100分の175」を「100分の172.5」に改めます。

改正内容につきましては、特別職の職員、教育長と同じく、期末手当の支給割合を改めるものでございます。

施行期日についても同じでございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第4号 安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和7年1月17日提出、安堵町長 西本安博。

各条例の改正本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御可決よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、一括にて質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、案件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第１号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

これより、議案第１号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第１号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 次に、議案第２号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論ございませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第２号を採決します。

この採決も、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第2号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、議案第3号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決も、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 次に、議案第4号「安堵町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（森田 瞳） なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決も、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者 起立）

議長（森田 瞳） 起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第5号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（増田篤人） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

（増田総合政策課長 登壇）

総合政策課長（増田篤人） 引き続き、増田でございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号「令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について」説明させていただきます。

本補正につきましては、補正予算書「第1表 債務負担行為補正」に記載しております事業について、設定した期間中に債務保証として、事業ごとに債務負担行為を行うものでございます。議案書3ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加といたしまして、トーク安堵カルチャーセンター施設管理業務、期間は令和7年度から令和9年度、債務負担限度額は3,514万5,000円。本業務の入札を本年度内に実施する必要があるためでございます。

次に、安堵中央公園体育館施設管理業務としまして、期間は令和7年度から令和9

年度、債務負担限度額は4,867万5,000円。こちら本業務の入札を本年度内に実施する必要があるためでございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第5号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）を別紙のとおり提出する。

令和7年1月17日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書2ページをお願いいたします。

議案第5号 令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）

令和6年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和7年1月17日提出、安堵町長 西本安博。

以上でございます。御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより、質疑を行います。

質疑、ございませんか。

6番（上林勝美） はい。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 1点だけ、お聞きいたします。今回の、この令和6年度安堵町補正第10号で、債務負担行為ということであるんですが、8,300万ということですね、非常に高額の金額になっておりまして、この債務負担行為については施設管理をして、任せていくということなんですけど、元々その原因が、安堵町に職員が集まらないと。現在でもマイナス4人という中で、執行を行っているということで、人員の配置ができないということで、最大の理由として窓口業務などを、施設を委託していくと。

非常に多額の金額で、このお金があれば給食費なんかも無償にできると思いますし、本来、町職員が配置されて、そこで町民の皆さんと顔を合わせてね、やっていければ、これもいらなかったかなと思うんですが、ただ勤務体制として土日出たり、非常に厳

しい勤務体制となっておりますが、募集状況についてお伺いしたいと思います。

後期の一般職の行政職、今募集しておりますが、3次試験までありまして2次試験までの通過者が発表されておりますが、3次試験がまた行われると思うのですが、5名の募集ということなんですけど、募集の現段階での、どのようになっているのかを聞かせていただいてよろしいでしょうか。

総合政策課長（増田篤人） はい。

議長（森田 瞳） はい。増田総合政策課長。

総合政策課長（増田篤人） 自席にて失礼いたします。総合政策課 増田でございます。採用の方、今、準備を進めておりまして、現状1月19日の日に3次試験の方を予定しています。午後からです。

3次試験に受験いただく方は5名で、申込者につきましては7名ございまして、最終審査にかけている方は5名ということで今、採用の方を進めているところでございます

6番（上林勝美） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい。上林議員。

6番（上林勝美） 7名受けられて5名を2次試験通過して、今度3次面接ということで19日、この日曜日にあるんですが、是非ともそういった、やる気のある職員を採用していただいて、こういった補正を組まなくて済むような形で今後とも取り組んでいただくことを要望しまして関連質問を終わります。

議長（森田 瞳） はい。他にございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者 起立)

議長(森田 瞳) 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議長(森田 瞳) 日程第8「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員会委員長から、議会の運営に関する事項について会議規則第69条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

議長(森田 瞳) これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

令和7年第1回安堵町議会臨時会を閉会いたします。
お疲れでした。

閉 会
午前10時23分
